



豊監査第316号  
令和4年(2022年)8月24日

豊中市長 長内繁樹様

豊中市監査委員	岸	本	康	孝
同	相	間	佐	基子
同	松	下	三	吾
同	木	村		真

令和3年度豊中市内部統制評価報告書  
の審査意見の提出について

地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

# 令和3年度豊中市内部統制評価報告書の審査意見書

豊中市監査基準に関する規程（令和2年豊監告示第1号）に準拠し、次のとおり審査を行った。

## 1 審査の対象

令和3年度豊中市内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

## 2 審査の期間

令和4年6月28日から同年8月23日まで

## 3 審査の着眼点

評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査する。

## 4 審査の実施内容

「豊中市監査基準に関する規程」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

## 5 審査の結果

評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

## 6 備考

評価報告書の「3 評価結果」に記載のとおり、評価対象期間中の運用上の重大な不備が3件把握され、財務に関する事務に係る内部統制は評価対象期間において一部有効に運用されていなかった。